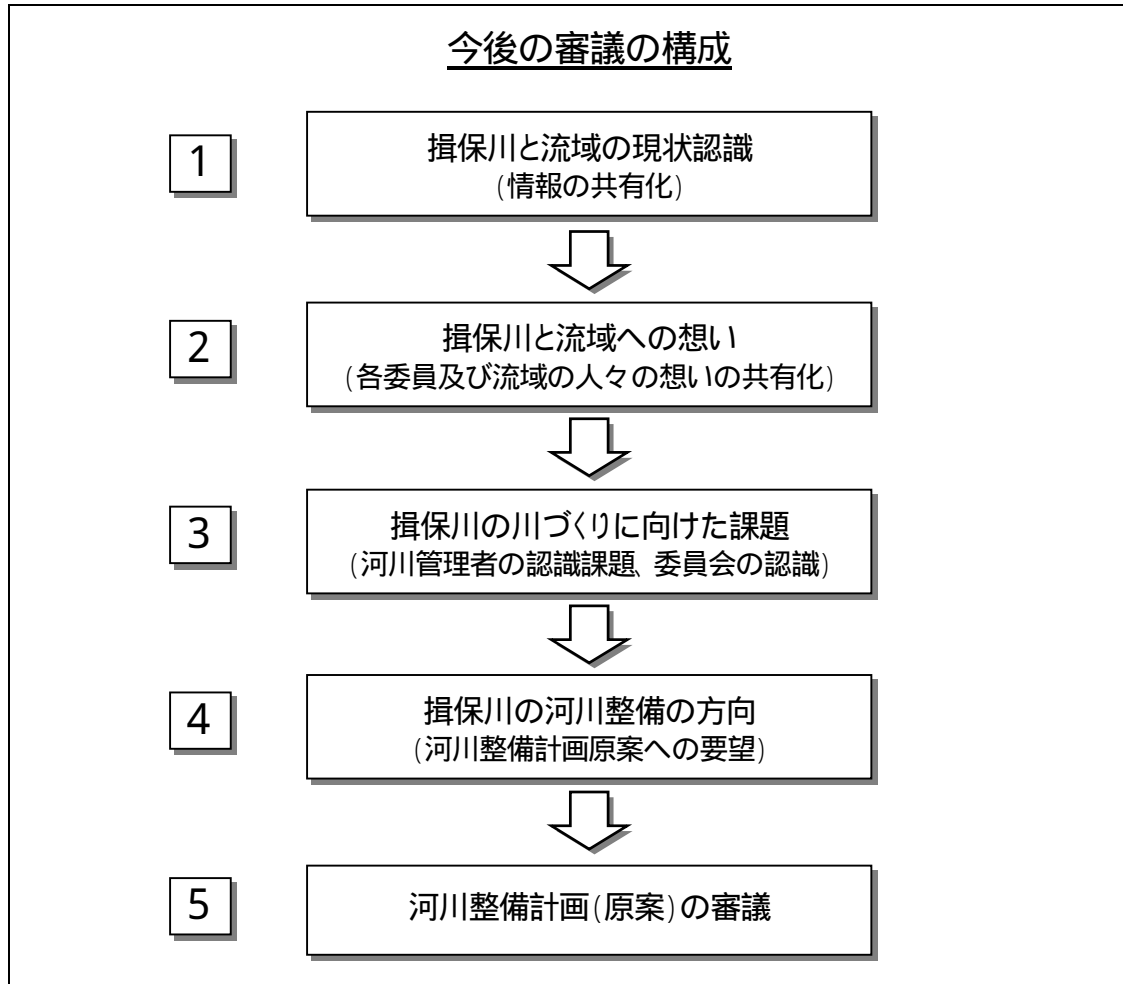


資料 1

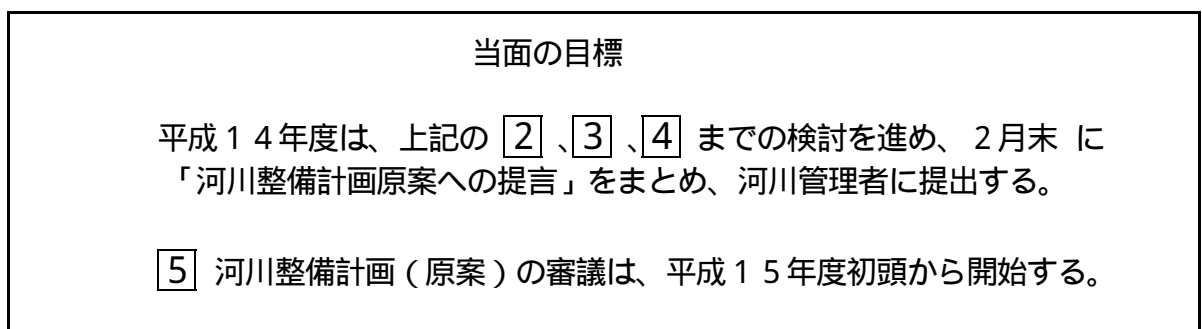
今後の審議の進め方

(1) 委員会審議の構成

第1回委員会で合意された揖保川流域委員会の審議の構成は以下のとおりです。



(2) 揖保川河川整備計画策定の当面の目標(確認)



(3) 今後の審議の進め方について

今後の委員会審議の進め方として、以下のような手順による進め方が考えられます。

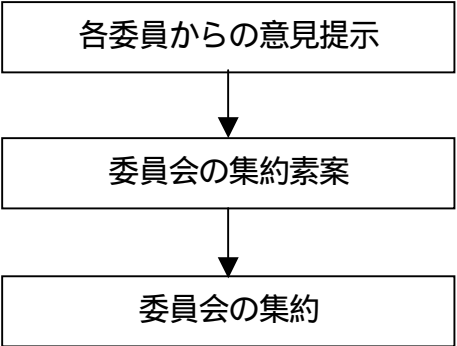
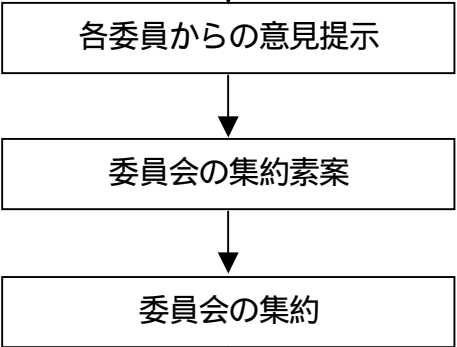
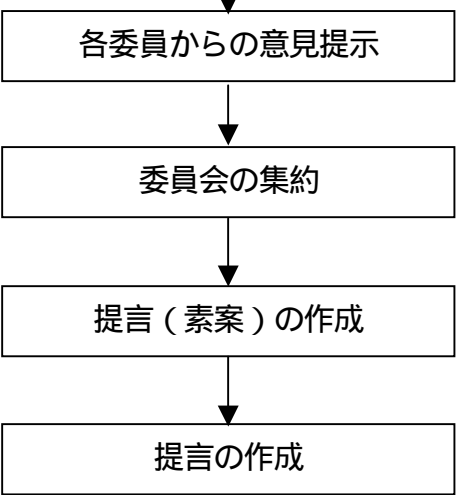
検討段階	審議内容	委員会でまとめる手順
2	揖保川と流域への 想い	 <pre> graph TD A[各委員からの意見提示] --> B[委員会の集約素案] B --> C[委員会の集約] </pre>
3	揖保川の川づくり に向けた課題	 <pre> graph TD A[各委員からの意見提示] --> B[委員会の集約素案] B --> C[委員会の集約] </pre>
4	揖保川の河川 整備の方向	 <pre> graph TD A[各委員からの意見提示] --> B[委員会の集約] B --> C[提言(素案)の作成] C --> D[提言の作成] </pre>

図1 今後の審議の手順(案)

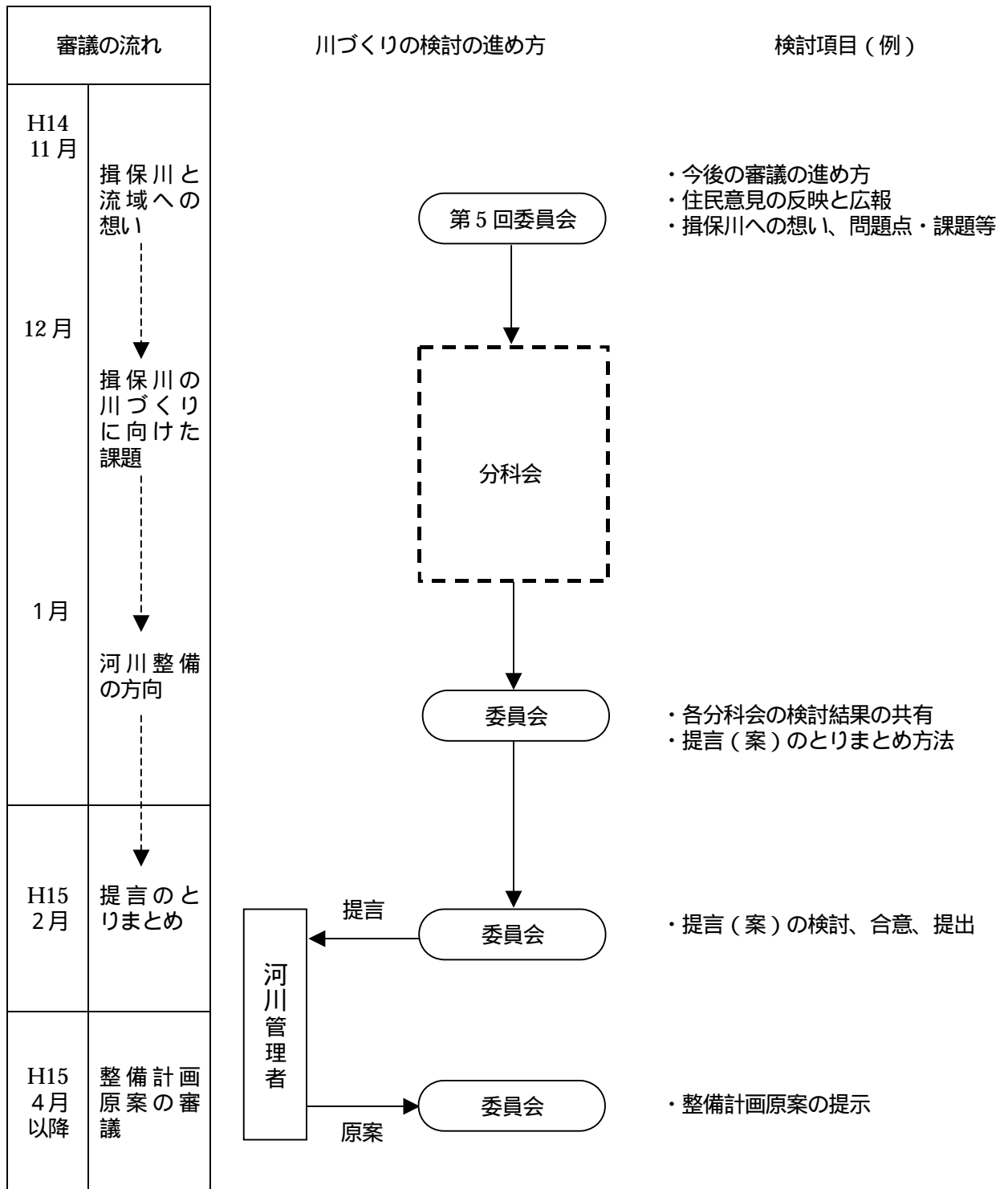
図1に示した「今後の審議の手順」の各段階における、審議とそのまとめとしては、以下のような方法が考えられます。

- 審議・まとめの方法（例）
- ・委員会による審議
 - ・各委員による執筆
 - ・分科会（全委員がいずれかの分科会に参加）による審議
 - ・ワーキング（一部の委員）による審議
 - ・委員長によるまとめ
 - ・その他の方法

今後の審議の過程における、具体的な審議・まとめの方法を決めておく必要があります。

- 審議事項 [1]
- 今後の審議の進め方
- 提言作成までの審議の手順
- 分科会の審議・まとめの方法

<参考> 今後の揖保川流域委員会の流れのイメージ



(4) 分科会の設置について

分科会の設置について、以下の内容を決めておく必要があります。

審議事項 [2]

分科会の設置について

(設置する分科会)

分科会の数

設置する分科会

各分科会のメンバー構成及びリーダー

(分科会の運営)

分科会の開催回数、開催時期

分科会の定足数

分科会の情報公開

・会議の公開

(公開する場合の開催案内方法 : 開催案内チラシ、ホームページ等)

・審議結果の公開

(公開する場合の公表手段 : ホームページ、ニュースレター等)

河川管理者の出席

分科会相互の情報交換

分科会に関する規約改正 (7 頁参照)

分科会設置についての意見一覧

印は各委員の参加希望分科会

キーワード	丸山委	田原委員	栃本委	田中丸委員	増田委員	森本委員	波田委員	中元委員	道奥委員	浅見委員	進藤委員	和崎委員	中農委員		
分科会数	2	4	5	3	3	5	4	4	下記の分科会を取捨選択、統合	設置数は3つ程度	3~4	5	4		
治水	治水、利水部会	治水・利水分科会	治水・利水分科会	揖保川の治水・利水に関する分科会：治水・防災、利水、揖保川の水量・水質	治水	治水対策部	河川工学部会		技術検討の分科会：河川水文的な技術検討に基づき、治水・利水計画を策定。流量など具体的な目標を提示する。	治水と自然環境保全との融合に取り組む分科会	治水・利水分科会	治水・利水分科会	治水・利水分科会	治水・利水	治水利水分科会（総合治水、水循環）
利水					利水	水利構造物部			流域対策分科会：地域特性に応じた流域対応方策（河道以外の部分で可能な治水・環境対策）の検討。総合治水対策、ソフト対策、現行水利権を尊重した地域間・用途間の連携ネットワークづくり						
流域対策															
環境改善			河川環境改善工事分科会												
自然環境	環境部会	(自然・文化)環境保全・活用分科会	自然環境分科会	揖保川の自然環境に関する分科会：揖保川に生息する生物（植物、動物、魚類）の保全、揖保川の水量・水質	環境	生物水質部	自然環境分科会	環境部会	自然環境分科会：生態環境を中心として、流域内各地域の特性に応じた環境整備の基本方針（目標や絵）を検討。		環境の整備と保全分科会		環境の整備と保全	自然・環境	自然環境分科会（自然生態）
歴史・文化				揖保川と地域社会に関する分科会：揖保川での河川空間利用、河川管理、河川景観、住民参加川に関わる文化		環境文化部		歴史・文化部会							
景観							景観保全分科会								河川景観分科会（河川工学、景観デザイン）
地域社会		(河川を生かした)地域づくり分科会						地域社会部会			流域自治体や他部局との連携を考える分科会		流域社会	流域社会	
生活環境							生活環境分科会								
空間利用		河川空間の利活用分科会				川と岸の活用部									
住民参加			流域住民の思い分科会								関係住民の参加	関係住民の参加	関係住民の参加	住民参加とコミュニティ	まちづくり分科会（地域連携、住民参加）
啓発			啓発活動分科会						教育・啓蒙・PR活動の分科会：川への理解や一般市民への情報発信の仕組み。対象は治水・利水・環境のすべて。	地域の方に情報をどのように伝えるかを考える分科会					
情報発信									流域情報管理の分科会：災害・環境情報など流域内ネットワークづくり。水防や避難など緊急時の情報伝達体制の整備。水質・生態環境などのリアルタイム情報などの発信。					広報・連携	
経済・産業								経済・産業部会							
その他				(上記以外の案) 上流・中流・下流の3分科会を設置 下流分科会への参加を希望 上流・中流・下流、治水・利水・環境の併用						流域が望む目標を具体的に表現することを試みる分科会				文化・教育	

家永委員、榎田委員からは、他の委員の意見にお任せするとのご回答をいただきました。

揖保川流域委員会規約（改正案）

（分科会設置にあたり太字部分を追加）

（趣旨）

第1条 本規約は、「揖保川流域委員会」（以下「委員会」という）の設置について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 委員会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が設置し、揖保川河川整備計画案（直轄管理区間）の策定にあたり、河川整備計画の原案並びに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会の委員は20名以内で構成し、揖保川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
3. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
4. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、分科会を設置することができる。
5. 分科会のメンバー及び運営については、委員会でこれを定める。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

（議事等）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 委員会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、少数意見があればこれを付す。
4. 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、又は、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

5. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聴くことができる。
6. 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。

(情報公開)

- 第6条 委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。
2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が、中立的立場で委員長の指示を受けて行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。
- 1) 会議資料(案)の作成
 - 2) 議事録(案)の作成
 - 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成
 - 4) その他

(規約の改正)

- 第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

- 第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成14年3月4日から施行する。